

第 355 号丹波市商工会FAXレター

2022/7/27 発行

丹波市中小企業者原油価格等高騰対策補助金 ～燃料費の一部を補助します～

コロナ禍において原油価格・物価高騰の影響を受け、厳しい経営状況に直面している市内事業者の事業継続を支援するため、その事業の用に供するための燃料費等の一部を補助します。

【交付対象者】 法人：市内に本社又は本店が所在すること

個人：市内に在住する中小企業者（事業者の所在は市内外を問わない）

又は市外に在住し市内のみに事業所を有する者 ※この他条件あり

【補助対象経費】 事業用資産に係る燃料費（ガソリン、軽油、灯油、重油、液化石油ガス、電気の購入又は利用代金）であって、令和3年10月1日から令和4年6月30日までの間の燃料費の総額が90万円以上のもの。

【補助金の額】 補助対象経費の合計額の10分の1以内（上限30万円）

【申請期間】 令和4年7月13日（水）～令和4年10月31日（月）

【問合せ】 丹波市商工会 TEL：82-3476 各事業所担当職員まで

全国商工会会員福祉共済

～あなたも家族もまるごと守る！頼れる補償～

全国商工会連合会が運営する「福祉共済制度」。傷害プランは、職種・年齢・性別問わず、月額2,000円～手ごろな掛金で充実補償。さらに、医療特約（月額1,000円）を追加すれば、病気での入院も補償します。仕事中はもちろん、交通事故や家庭内でのケガ、病気、癌など幅広く対応しており、商工会会員とその家族、従業員が加入できる特別な制度です。

詳細は商工会までご連絡ください。

【問合せ】 丹波市商工会 TEL：82-3476 第二経営支援課 足立

丹波市よりお知らせ 人権学習会を開催しませんか

丹波市では、人権が尊重される職場づくりや企業活動を推進するため、企業・事業所等が自主的に開催される人権学習会に講師を派遣します。

【対象となる学習会】 丹波市内の企業・事業所や丹波市内を拠点として活動する団体において参加人数が概ね10人以上の学習会（1時間～1時間半）

【支援内容】 希望テーマ（障がいのある人、パワハラ、職場の人間関係など）に沿って講師を派遣し、その講師料（交通費含む）を負担します。

【その他】 開催希望日の4週間前までにお申し込みください。オンラインによる研修も可能です。

【問合せ・申込先】 丹波市役所 人権啓発センター TEL：0795-82-0242

第 355 号丹波市商工会FAXレター

2022/7/27 発行

商品開発に活用ください。アンケート調査を商工会が代行します！

丹波市商工会では今年度もコロナで落ち込む売上をカバーする為、新商品開発や商品改良に積極的に取組まれる事業所様の販路開拓支援を行っています。具体的には、なかなか自社単独で実施しにくい一般消費者への商品に対する対面アンケート調査を、商工会が代行して行います。

また、アンケートの集計結果をまとめた報告書まで作成させて頂き、情報を事業所様にフィードバックさせて頂きます。「売れ行きが芳しくない理由がわからない」「お客様のニーズがつかめない」等のお悩みがありましたら、今回の顧客ニーズ調査を是非ご活用頂き、販路拡大を促進する材料にして頂きたいと考えております。つきましては、調査を希望される事業所様を **5 社程度** 募集させていただきますので、ご希望の事業所様は商工会までご連絡ください。

【調査実施日】令和 4 年 10 月 23 日（日）午前 11 時～午後 4 時

【実施場所】丹波の森公苑（丹波市柏原町柏原 5600）

GOGO フェスタ・産業交流市に来場される一般消費者を対象に実施

【調査内容】一般消費者からの自社商品に対するニーズ調査（対面聞き取り）

【調査費用】無料 *調査に必要な商品サンプルは無料提供をお願いいたします

【調査への出役】1 名お願いいたします

【申込締切日】令和 4 年 7 月 29 日（金）

【問合せ】丹波市商工会 TEL：82-3476 第一経営支援課 四方



兵庫県中小企業等原油価格・物価高騰対策一時支援金

原油価格や原材料価格高騰等への対策として、売上の減少した中小法人・個人事業主等の事業継続を支援します。

【主な支給要件】※詳細は募集要項をご確認ください

①. 次の「ア」または「イ」を満たすこと

ア 国の事業復活支援金を受給していること

（対象月：令和 3 年 11 月分から令和 4 年 3 月分までのいずれかの月）

イ 兵庫県の経営円滑化貸付（原油価格高騰、原材料価格高騰）を借り受けていること

②. 令和 3 年 11 月以降の燃料費、光熱水費及び原材料価格高騰の影響を受けていること

③. 事業継続に向けた取組を行っている、又はその意思があること

【支給額】中小法人：20 万円または 30 万円（売上高の減少率による）

個人事業主：10 万円または 15 万円（売上高の少率による）

【申請方法】原則オンライン申請 <https://web.hyogo-iic.ne.jp/koutou>

【申請期間】令和 4 年 7 月 15 日（金）～令和 4 年 9 月 30 日（金）まで

【問合せ先】兵庫県中小企業等一時支援金事務局コールセンター TEL：050-8882-9440

事業復活支援金を受給された方
ご確認ください

